

島根県設計・測量・調査等成績評定要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県設計・測量・調査等成績評定要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、島根県総務部_____、農林水産部_____及び土木部_____の所掌する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。</p> <p>第2 関係～第4 関係 〔略〕</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第5 1～3 〔略〕</p> <p>4. 前2項の規定にかかわらず、総務部_____及び土木部建築住宅課が所掌する建築設計業務等の評定は、別に定める建築設計等委託業務成績評定基準による。（第6について同じ。）</p> <p>第6 関係～第11 関係 〔略〕</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、島根県総務部営繕課、農林水産部（<u>隠岐支庁農林局及び水産局を含む</u>）及び土木部（<u>隠岐支庁県土整備局を含む</u>）の所掌する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。</p> <p>第2 関係～第4 関係 〔略〕</p> <p>(評定の方法)</p> <p>第5 1～3 〔略〕</p> <p>4. 前2項の規定にかかわらず、_____営繕課及び_____建築住宅課が所掌する建築設計業務等の評定は、別に定める建築設計等委託業務成績評定基準による。（第6について同じ。）</p> <p>第6 関係～第11 関係 〔略〕</p> <p>(附則)</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>

島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領</p> <p>(目的) 第1 この要領は、島根県総務部____、農林水産部____ _____及び土木部_____の所掌する設計・ 測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）の成績評定点の通知及び公 表に関する事項を定めることにより、委託業務等に関する技術水準の向上に 資するとともに、品質の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2関係～第6関係 [略]</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的) 第1 この要領は、島根県総務部営繕課、農林水産部（<u>隠岐支庁農林局及び 水産局を含む</u>）及び土木部（<u>隠岐支庁県土整備局を含む</u>）の所掌する設計・ 測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）の成績評定点の通知及び公 表に関する事項を定めることにより、委託業務等に関する技術水準の向上に 資するとともに、品質の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2関係～第6関係 [略]</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>